

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

E1	原子力規制庁は以前「発電用原子炉設置者ではない他者にクリアランスを実施させるようなケースを想定していない」と述べていないと言っていたが、福井県が「企業連合体」を設立し、廃炉となる原発で生じる解体廃棄物を受け取ってクリアランス「対象物」として再利用することをできる廃棄物管理事業としていつの間にかできるようになっている。今回も重要な変更なのに、いつも原子力関連の大事なことが国会で審議されないのはおかしい。国民代表である議員の目が入らない。また、福井県といえば、稲田朋美議員の原子力事業者からのすさまじい献金（返金で明らかになったが）ある原発銀座、いつも自民党による差配で、設ける事業者が、献金で還流、ただ権力の維持のためだけにお金が回る悪しきサイクルの象徴。今回の廃炉ビジネスも、このこの強引なやり方に臭い金においがプンプンする。 「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」の「異物の混入等の防止措置」（イに加える「ト」）は、「クリアランスレベル以下であることを確認する前に溶融」等を許す内容だが、科学的に無謬な仕組みではないし、前後で重さや濃度を測って客観的に2つの審査体などで一致させないと、ゴチャット混ぜてよくわからないまま、OKといったように汚染物質資材がばら撒かれにまかせることになりかねない。コンピューターデータの改竄がないか確認する仕組みのように、もうちょっと濃度の客観性を担保する仕組みにしないといけない。これも国会ならキチッと議論が尽くされるはず。まず国会にかけるべき。
E2	2 ページの改正後欄の下線箇所の5行「物」と同6行「者等」と同6行「希釈する」の関係は、「物」を「者等」で「希釈する」というのが趣旨であると思われるので、そのように作文したほうがよい。（案文では「者等」で「希釈する」とは読めない。）
E3	2 ページの改正後欄の下線箇所の4行「放射能濃度がクリアランスレベル以下」は「クリアランスレベル以下」のほうがよい。同1行と同5行の「クリアランスレベル以下」と同様に。
E4	今回の改正の背景（問題点）、改正の目的（基本となる考え方）、改正案、改正により生ずる可能性のあるデメリット、などの説明がない。 いきなり、改正部分のみ示されても、判断できない。 パブコメの本来の趣旨からすれば、本件に限らず、原子力規制庁、環境省等のやり方は、形式的なものになっている。専門家同士で決めれば良い、一般市民は知らなくても良い、という意識が政府関係者にあるのではないか。 よって、このような不誠実なパブコメは受け入れられない。当然それを前提にした変更を拒否する。

E5	解体廃棄物処理について。 原子力規制委員会として、 希釈が行われていない時点での測定ができるようにする。 「クリアランスレベル以下であることを確認」した記録と性状変更後に照合してください。 原子力規制委員会は資源エネルギー庁と独立している意識を持ち、威厳を保ってください。
E6	審査基準改正案は不備が多く、このまま改正をすることは問題だと思います。 『（規則第6条第5号） 五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による 汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。』に追加された「ト」を読むと、 1. 『対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を 伴う処理（以下「溶融等」という。）をする場合は、・・・』とあり、クリアランス基準適合の検査をする前に溶融することが認められることになっている。そもそも、集中クリアランス事業のために、クリアランス基準適合かどうかの検査もせずに、原子力発電所の外に廃炉物を持ち出すこと自体が問題です。クリアランス基準に合格したもののみを持ち出せることを明記しなければならない。 2. 『溶融等をして も 放射能濃度がクリアランスレベル以下になる見込みのない・・・クリアランスレベル以下とする目的で、意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し又は希釈することを防止するために・・・』 とあるが、これは「意図的でなければ容認する」と読むこともできる文言になっている。意図的か意図的でないかの判断はどうやってするのか？当事者の答えは「意図的でない」と言うに決まっている。これではまるで「こうすれば大丈夫」との指南書に思える。 3. 『・・・意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること。』 最後の部分を読んで驚きました。クリアランス基準を超えるものと、放射能濃度の低いものを混合希釈することを防止する策を、事業者を考えさせるとは！これはダメです。原子力規制委員会が、しっかりとした防止策を立てるべきです。違反した場合の罰則も含めて、規制委員会が厳重に管理することを求めます。
E7	今回の改正に反対します。 理由は、クリアランスレベルかどうかを、先ずきちんと測るべきで、その後、クリアランス以下であるものについてだけ、溶融等を許可すべきであるからです。 今回の改定案部分だけ見ると、クリアランスレベルかどうかを確定する前に、形状を変更する場合について、いろいろ条件を付けて、規制しているように見えますが、原則は、クリアランスレベルかどうかをしっかりと測って確認することです。

	これをあいまいにすることは、必ず抜け道、言い訳で、クリアランス以上のものを薄める目的で混入させる業者が出てきます。 原子力規制庁の皆さんは、誰のため、何のためかは分かりませんが、こうした小賢しい知恵を働かせず、愚直に規制を守る姿勢を貫いて下さい。
E8	これまでは検認により CL 物と確認されたものが規制を解除された後に溶融に回されていたのに対し、今回の案は溶融したのちに溶湯から測定・検認のためのサンプリングを行うとしている点が問題だ。 溶融する前に、「クリアランスレベル以下であることを確認」しなければならない。意図的に濃度の薄いものを濃いものを混ぜて溶かすことを防止する措置をとっているが、意図的かそうでなである。さらに、その必要な措置を事業者側が考えることになっている。原子力規制委員会が罰則を含む厳しい規則を作って対応するべきである。というか、「ト」の追加はせずに、従来通りの運用をするべきである。
E9	●意見 1 クリアランスを行う「原子力事業者等」の範囲を拡大するのであれば法改正すべきである。審査基準の改正で行おうとするのは脱法行為だ。 【意見 1 の理由】 今回の「審査基準の一部を改正する規程（案）」の根拠法令は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2」（以後、クリアランス）である。同条文では「原子力事業者等は（略）原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる」としている。 ここで言う「原子力事業者等」とは、法第 57 条の 8 の括弧書きで「製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む）」であると定義されている。 一方、原子力事業者等がクリアランスする前に、原発の解体廃棄物等を引き受ける事業主体（福井県等が作る企業連合体のような事業主体、以後「原子力事業者等に当たらない事業者」と呼ぶ）は、そのどれにも当てはまらない。このような「原子力事業者等に当たらない事業者」によるクリアランスを可能とさせたいのであれば、真正面から法改正をすべきである。勝手な法解釈や法運用、今回のような「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」の一部改正で済ませることは脱法行為であり、行政裁量の逸脱だ。改正法案を策定して国会に提出すべきである。

●意見 2

「3.5. 異物の混入等の防止措置」については、クリアランス後でなければ溶融ができないとすべきである。

●意見 3

「3.5. 異物の混入等の防止措置」について、見込み違いや非意図的な希釈が起きてしまったことを装う悪質な措置が起きないための具体的な措置にすべきである。

【意見 2 と 3 の理由】

「3.5. 異物の混入等の防止措置」では、クリアランス前に、クリアランス対象物を「溶融その他性状の変更を伴う処理」する場合は、それらがクリアランスレベル以下になる見込みのない資材を希釈する目的で意図的に混合することを防止するために「必要な措置が講じられていること」としているが、「原子力事業者等にあたらない事業者」がクリアランスをビジネスとして行う場合には、利潤追求のために非意図的な希釈が起きてしまったことを装う悪質な措置も考えられる。この基準案はそれを許容しているものに他ならない。

●意見 4

目で見えてわかる「異物の混入」について規程した「規則第 6 条第 5 号」ではなく、クリアランスレベルを超えていることが目では確認できない原発の解体廃棄物等を「原子力事業者等にあたらない事業者」が扱う場合については、法改正によって定めるべきではある。しかし、もし、どうしても行政が定める基準改正で行うというのであれば、「規則第 6 条第 5 号」とは別に規程を新設し、溶融など性状変更前に、対象物が「クリアランスレベル以下であることを確認」し、それを記録し、性状変更後にそれを照合する手続を義務化する必要がある。具体的には以下 3 つの手続を加える。

○クリアランス対象物を出す側（たとえば電力会社）が、その濃度と重量を記録して、原子力規制委員会に提出すること

○クリアランス対象物を受け入れる「原子力事業者等にあたらない事業者」が、受け入れた段階の濃度と重量を記録して、原子力規制委員会に提出すること

○溶融などの性状を変更してでてきたものの濃度と重量を記録して、「原子力事業者等にあたらない事業者」が原子力規制委員会に提出すること

【意見 4 の理由】

意図的、非意図的にかかわらず、希釈が行われなかったことを原子力規制委員会が確認できるようにする必要があるからである。

●意見 5

今後は、国民の意見を反映させるために、より早期段階での参加を可能とする抜本的な制度改正を、原子力規制委員会から関係行政機関の長に勧告することを求めたい。

【意見 5 の理由】

今回の審査基準改正は、資源エネルギー庁が、福井県に代わって、「集中クリアランス事

	業」なる事業を可能にしたいので、意見交換をする場を設けてくれないか、という相談を原子力規制庁に持ちかけてきた 2023 年 3 月 28 日の面談と、それを受けた同年 6 月 21 日の原子力規制委員会から始まっている。 しかし、福井県と資源エネルギー庁の取り組みは遅くとも 2022 年には始まっており、「意見交換」が持ちかけられた時点で、今回の審査基準案は決定していたも同然だったと考えられる。また、福井県では 2025 年度当初予算案で新会社設立の資金を確保しており、出来レースに見える。 事業の方向性が固まり、行政が決定権を持つ審査基準案が固まる最終段階でパブリックコメントを求めることは、慎むべきである。誰がどのように原発の廃炉事業を行うかにかかわる重大な政策転換であり、政策の根幹からパブリックコメントを求めることが、望ましい民主主義のあり方である。原子力規制委員会設置法第 4 条第 2 項に基づき、原子力規制委員会として、「関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項」として勧告を行ってほしい。
E10	●この審査基準の改正案は、福井県の「企業連合体の創設」の申出が端緒となって策定されたものと思われます。 一定量以上の廃棄物を扱う事業者は、必ず「原子力事業者」として指定して下さい。福井県の申出が実現すると、複数のサイトで発生する廃棄物をまとめて扱うことになります。これらの廃棄物を扱う事業者が「クリアランス廃棄物を扱う」という理由で、原子力事業者としての指定を免れるなら、発電用原子炉を保有している事業者が「別会社を設立してその会社にクリアランス廃棄物を譲渡する」ことで、自らはクリアランスの責任を負わないという方法も取り得ることになりませんか。 「原子炉の設置から廃止措置までの事業者としての一環した一義的責任」を揺るがすような制度は導入しないで下さい。 ●実用発電用原子炉を持つ事業者には、クリアランス事業を行う事業者に引き渡した廃棄物の重量・形態・性状・含有核種・インベントリを原子力規制委員会に提出するように義務付けて下さい。 ●改正案では「ト」として、「目的を持った意図的な混入や希釈を防止する措置」が新設されますが、「偶発的・非意図的な混入や希釈を防止する措置」は盛り込まないのですか。意図的で否かに関わらず、混合や希釈は防止すべきです。 これらの意見は個人のものであり、他の如何なる組織・個人とも関係のないこととお断りしておきます。
E11	クリアランス制度において、原子力発電所の解体廃棄物等を「放射線による障害の防止のための措置を必要としないもの」とすることはできない。 理由 審査基準の改正案および関連資料「令和 7 年度第 4 回原子力規制委員会資料 3」にある

	「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法」から、放射能濃度を適切に確認することができないことが明らかになった。 改正後の審査基準には 「意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること」とあり、以下の問題点がある。 ・「防止するために必要な措置」とはいかなる措置か不明。 ・混合・希釈を防止することはできない。 ・意図的か非意図的かを判別することはできない。 ・非意図的な混合・希釈を許すことになる。 ・そもそもどんなに高い放射能濃度でも混合・希釈すればクリアランスできてしまうことを示している。 「令和7年度第4回原子力規制委員会資料3」10頁には、 「溶融による核種移行効果及び均一化効果については、これらの効果を見込んだ放射能濃度の計測及び評価の方法を決定するため、新規事業主体が、国内外の研究結果に加え、新たに設計・建設する溶融炉におけるデータを基に核種移行効果及び均一化効果を説明する必要がある」とある。 ・新規事業主体が廃棄物管理事業者だとしても、原子炉等規制法上、放射性濃度の確認を受けるのはあくまで原子力事業者等である。 ・核種移行効果及び均一化効果は溶融前の状態によるので、放射化や汚染の履歴やそれらの評価だけでなく溶融前の詳細な測定が必要。新規事業主体の説明ではまったく不足。 ・核種移行効果及び均一化効果の想定次第で、どんな核種がどのように不均一でどんなに高い放射能濃度になっていようと、クリアランスされてしまう可能性がある。
E12	原発稼働による放射性廃棄物は、低い数値のものであっても絶対にリサイクルしないでください。 その上で、事業者に対し、「希釈」につながる「あらゆる溶融」を許可しないでください。 放射性物質に全く汚染されていない物質だけを、再利用し、少しでも汚染されている物質は、地震・津波・噴火の起こらない場所で、長期保管し、放射性物質の自然減衰を待つような規則を作ってください。 そしてその規則を守るのは、原発で利益を得た企業・電力会社と、国です。放射性廃棄物を生み出した事業者が、最後まで責任をとる仕組みにしてください。
E13	これまで、クリアランスレベルであるか否かを判断するには、原子力規制委員会の厳しいチェックが必要であったが、今回の改正では、単なる民間の業者に加工対象物を引き渡す際に、放射能濃度を確認しなくても良いという手順になっていることは全く納得できな

	いし、間違っていると考える。ひとたび加工業者の手に渡ってしまったら、その後は原子力規制庁の管理の下から離れ、意図的であろうとなかろうと希釈されたかどうかを原子力規制庁が立証することができなくなる。放射性廃棄物を徒に拡散させないという原子力規制庁の責任の放棄である。加工業者の手に渡す際は、その前に渡す側が必ず放射能濃度を測定し、原子力規制庁がクリアランスレベルであることを確認すべきと考える。
E14	令和 7 年度第 4 回原子力規制委員会資料 3 P. 7 工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 16 号）（抜粋） 3. 5 異物の混入等の防止措置 （規則第 6 条第 5 号） 五（１）イ：容器等に収容しない場合は、放射性物質による追加的な汚染のない保管場所で保管し、当該保管場所の出入口を施錠していること。 （意見）容器などに収容しない場合について、どのようなものを指すのか具体的な記載が見当たらない。誰がどのような基準で判断するのか？ P. 10 3. 技術的論点等の検討及び対応方針 （２）クリアランス認可、クリアランス確認の段階で判断する事項 （意見） 汚染濃度の異なる放射性廃棄物を混ぜ合わせた結果、放射能濃度が下がれば希釈に違いなく、それを意図的かどうか、区別することはできない。放射性物質は従来通り、1 キログラムあたり 100 ベクレルを超えるものについては原発サイト内で厳重管理すべきであり、それ以下のものについても放射性物質を含むものを環境中で流通させ、不必要な環境負荷となるため、製品化して再利用すべきでない。 3. 5 異物の混入等の防止措置 （規則第 6 条第 5 号） P. 21 （２）測定及び評価の方法について 1 また、その他一部の核種は、溶融により排ガスやスラグに行こう、残留する。 （意見） 排ガスの形で待機中に放射性物質が排出されるし、その核種や送料についての規制もない。 原子力リサイクルビジネス（クリアランス集中処理事業）について （意見）

	原子力リサイクルビジネス（クリアランス集中処理事業）では除染した上で溶融するとあるが、除染で出た放射性廃液はどう処理するのか？環境汚染につながるので、原発廃炉に伴う放射性廃棄物はリサイクル事業として不適切であり、やめるべき。 「本事業における CL 集中処理は、クリアランス金属の普及による金属資源の有効活用と CO2 削減、最終処分削減に繋がり、循環型社会やカーボンニュートラル、環境保全などに寄与するものと考えている」という一文は不適切。放射性物質は循環させるべきでないし、カーボンニュートラル、環境保全などにまったく寄与しない。
E15	クリアランスレベル以下のものしか溶融しないという原則を守ってください。 一度溶融したり形状を変えたりすることは、いい加減さを伴います。 これからの世代にもつながる重要な製品作りなので、厳密さのみが信頼の元であること。効率や経済性は二の次であるはずです。 命にとって微々たる放射能であっても、長い期間製品を使い続けるかもしれないスタートにおいて、最優先は安全性であり、安全性のとらえ方は厳しい基準が守られるべきです。
E16	意見：「3.5. 異物の混入等の防止措置」についてクリアランス後でなければ溶融ができないとすべきである。 理由：このままでは、放射能汚染されていないものに、高濃度で汚染されているものを溶融して、クリアランスレベルのものを作ることができる。すなわち、放射性物質が希釈され、拡散されていくことを可能にしてしまうと考えられるから。
E17	今回の規則の改定は、明らかに放射性物質の環境中への流出をごまかそうとするもので、とても認めることはできない。 「処理をする場合は、溶融等をして放射能濃度がクリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物を、クリアランスレベル以下とする目的で、意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること」と、回りくどい表現でごまかしているが、よく読むと「意図的でさえなければ、クリアランスレベル以下であることを確認する前に溶融等ができる」ことになっている。 その目的が、原子炉の廃炉がこれから増えていくことに合わせて放射性金属を簡単に処理できるようにするために規則を緩和することであることは明らかだ。 8 年前に日鋼室蘭工場、東海原発のクリアランス金属の処理を地元住民の反対を押し切って強行した時、日鋼は住民説明会で、処理後のクリアランス金属が「放射性物質をほとんど含まず、人体への影響を無視できるレベル」であることを誇った。ことに「放射性物質のほとんど（9 割）を占めるトリチウムは全く検出されなかった」とまで言っていたのである。それに対して私は「放射性金属を溶かしたら、中のトリチウムは全部環境に出てしまう。残った金属に含まれてないのはあたりまえだ」と追及した。これに対し日鋼は「トリチウムはすべて環境中に出たと思います」としぶしぶ認めた。トリチウムだけで

	なく、炭素 14 をはじめ金属を溶かすことで酸素と簡単に結合して気化する放射性物質はすべて環境中にたれ流したはずである。それを閉じこめる技術などないからだ。 だからこそ処理する前にすべてのクリアランス金属の放射線量を測定しなければ何の意味もないのである。今回の規則の改悪は、都合の悪いモノの線量は測定しないで、放射性物質が減った、つまり環境にたれ流した後でだけ測定すればよいというもので、こんなインチキなやり方は聞いたことがない。 その前に、せっかく金属中に閉じ込められている放射性物質を、金属そのものを溶かすことで外に出すようなことをなぜしなければならないのか？それはプルトニウムを取り出すために使用済み核燃料をわざわざ硝酸で処理して、核燃料に閉じ込めた放射性物質を気化あるいは液化させて環境中に放出するのと同じことではないか。 放射性物質は半減期 10 回経って 1024 分の 1 に減るまでそっとしておく以外に手段はない。高レベルの放射性廃棄物は地下に埋め、低レベルの放射性廃棄物は再利用するなどという姑息なことをやることは、放射性物質をばらまくことにしかならない。原発を稼働したことで作り出された放射性物質は、環境中に出ないようにその位置から動かさない以外に方法ない。 交通から化学物質、食品に至るまで、時が経つにつれて規制は強化されるのに、こと原発に関わることになると、福島事故のことなどなかったかのように、なんでも規制を緩めようとするのは間違いだ。
E18	3.5.ト の追加について ・意見 このような変更はすべきでない ・理由 「意図的に」であるかどうかをどう検証するのか。「意図的」とは、心情的な言葉である。また「意図的でなければよい」、というものでもない。業者任せは、国民の安全を第一に考えなければならない原子力行政の信頼性を損なうものである。 クリアランスレベル以下であることを確認するには、汚染物質を発生させた当事者が、正確に測り、記録を残すことが必須である。今回の「改正」は、クリアランス金属といえど、そのトレーサビリティは保持しなければならないという当初の理念をなし崩し的に形骸化するものである。低線量被ばくも健康に影響を及ぼすという知見を無視し、知らないうちに、国民に放射線被ばくをさせるものである。実に無責任である。
E19	新たな廃炉ビジネスに前のめりに進めている福井県に対し、県民から異見を述べたい。 今までは、事業者がサイト内で、クリアランス以下であるかどうかを測定し、その結果を国が認めて初めてサイト外に搬出できていたものを、「集中処理」という方式を新たに取り入れる。 事業者がこれは処理すればクリアランスになるだろう「クリアランス推定物」なるものを

	特定し、サイト外の集中処理工場に搬出し、裁断、除染等を行った後に溶融し、溶融した後で測定してクリアランス検認し、クリアランス以上のものは、事業者に戻される。 溶融するということは、均一化される。放射能が薄まることによってクリアランスレベルにするということかと思うが、一方、クリアランス以上の金属がサイト外に搬出される危険も推定されます。 汚染水を海水で薄めて流す。危険ではありませんということと同じように感じられます。放射能はどう扱っても消えていかない…それが知らぬ間に身近なところ、生活の場に入ってくることは断固反対します。 原子力規制委員会のある委員は検認前溶融処理について、「クリアランスレベルが本当にそれ以下であるかどうかというのを確認するのは、測定・評価だけで行うだけではなくて、その対象物の使用履歴とか、そういった情報を加味して総合的に評価されるべきなので、混ぜてしまうとそういったことができなくなる。」と述べてます。 従って、国民は不安がぬぐえません。不正はあってはならないのです。原子力規制委員会はクリアランスの流れの中でしっかりその都度検証してほしいのです。 クリアランス対象物を出す側(電力会社)が濃度と重量を記録して、原子力規制委員会に提出することとし、受け入れた「企業連合体」は受け入れた時点での濃度・重量を記録し原子力規制委員会に提出。溶融等の性情を変更してできたものの濃度・重量を記録し原子力規制委員会に提出する。 というように国民が納得できるような仕組みを作ってください。 決して、クリアランス以上の金属が出回らないように、企業体が金もうけに走って安全がおろそかにならないように、監視の目を緩めないで下さい。 また、労働者の被ばくが心配です。新たな廃炉ビジネスを性急に進めずに安全確保をしっかりしてください。
E20	3.5.意見 規制委員会は、この改正案を了承してはならない。 トを書き加えるべきではない。 その理由 この改正は、福井県が設立しようとする事業主体の原発廃炉による放射性廃棄物処理事業の事業化の便宜を図るために行われており、いわゆる「廃炉ビジネス」に関わるものである。クリアランスものとはいえ、放射性物質である限り、住民の被曝を無視することはできない。人権の問題であり、このような審査基準の改正をするのであれば、国会で討論し了承を得るべきである。
E21	原発敷地外に構内からの廃棄物を搬出する場合は、全て、厳格に測定し、記録に残すべきである。図らないで搬出することを許すことになるので、反対します。

E22	3.5. ト 新設について 意見 このような変更は、軽々になされてはならない。この改正には反対する。再考を求めたい。 その理由 2015 年から 2016 年にわたって、日本製鋼所室蘭製作所において、「クリアランス金属の加工再利用実証実験事業」が経産省からの委託のもとになされた。そして、東海原発からの廃炉金属が、北海道室蘭市に持ち込まれている。その際、加工前の段階及び加工後（事業実施後）における放射性物質含有量の測定が行われた。それによると、加工後の数値は下がっており、つまり放射性物質の一部はわずかとはいえ室蘭の環境中に（大気、スラグなど）に放出されたことが認められた。 放射性物質が環境中に放出されるということは、周辺住民が被ばくのリスクを負うということの意味する。放射性物質の人体への悪影響については、低線量であっても閾値がないということが国際的にも認められており、また、放射性物質は蓄積するので、長期にわたる調査が必要である。そして、その被害については、他の公害同様、当該放射性物質の発生者である原発事業者が責任を持つのが鉄則である。 ところが廃炉原発からの搬出段階でクリアランスレベルの検認がなされない、というこの改正は、発生者の責任をうやむやにするものである。 さらに、集めたクリアランス金属を、諸外国と比べてもあまりにも大きな単位で放射性物質の量を測定するなど、計測の信頼性をも損なう。クリアランスレベル以下とする目的での「意図的」なものでなければ、汚染されていないものとの混合や希釈も認められる、なども、どうにでも裁量できるいい加減な規定である。 正確で理にかなった測定もなされず、加害責任者も曖昧な中で住民は被ばくさせられるのである。また、いつの間にか、知らないうちに、原発由来の放射性物質を含むものによって被ばくさせられることもあり得る。その被害が顕になってきた時、被害者は一体どこで救済されるのか。 被害者への救済措置の法的整備も未だなされていない。そんな中で、放射性物質という毒物を発生させる原子力発電事業者と、その毒物をさらに撒き散らす廃棄物処理事業者への便宜だけを図るこのような改正は、時期尚早であり、許されるものではない。
E23	3 の 5 の（１）について 溶融する前にクリアランスレベル以下であることを確認するべきではないか。 溶融後の確認になっているが、汚染水の時と同じく、薄めて放出のように、溶融が「希釈」の工程になりかねない。
E24	CL 検認する前に前に溶融を行うことはやめ、事業所内で検認し、クリアランスレベルを下回ることを確認してからにしてください。

	大規模溶融施設の稼働に際しては、放射性物質をしっかりと補足するため、バグフィルターではなく、ヘパフィルターを設置してください。
E25	クリアランス金属の加工再利用実証実験は、2015年？2017年に日本製鋼所室蘭製作所で、茨城県東海原発から60トンの廃炉金属が持ち込まれ、経産省委託事業として行われている（主催者は日本製鋼所・神戸製鋼所・電気事業連合会）。 主催側が提示した資料を元に計算すると、60トンの中に3500万ベクレルの放射性物質が含まれていることが分かった。そのうちの約9割がトリチウムと炭素14、セシウム134,137だが、それらは「そのまま工場から放出した」との事業報告があった。また、搬入物にはストロンチウム90や原発のみで作られるプルトニウム・アメリシウムなどの人工放射性物質も含め、少なくとも11核種が含まれていることが、資料からわかる。 つまり、加工後の金属に残る放射性物質が問題になるのはもちろんだが、加工中に環境中に放出される放射性物質に関する考慮がどのようになされるのか？大気中に放出されるもののほか、スラグ中にも放射性物質は含まれる。これらについて、原子力規制委員会は何か対応を考えているのかどうかが見えてこない。審査基準を改定する前に、やらねばならないことが数多くあることを認識し、十分な策を練った上で国会での審議を得、法律として改正されなければならない。「ト」を書き加えるだけの基準改正では、はなはだ不十分である。
E26	クリアランスレベル以下を確認していない金属を原発の敷地外に持ち出してはならない。従来通りクリアランスレベル以下と確認した後に溶解されるべきであり、その確認の記録が必要である。 以下の各工程での記録の提出を必須とするべきである。 -電力会社が対象の金属の放射能濃度と重量を記録して原子力規制委員会に提出する -対象の金属を受け入れる企業連合体が受け入れ段階での放射能濃度と重量を記録して原子力規制委員会に提出する -対象の金属の性状が変更されてできた物質の放射能濃度と重量を記録して原子力規制委員会に提出する また、パブリックコメントの募集が遅すぎるし、そもそも法改正が必要な案件であると考ええる。
E27	そもそもクリアランスレベルというものを大幅に引き上げると決めた時、何を根拠にそんな危険なレベルまで大丈夫だということかと大きな問題になったのを覚えています。決してそんなレベルでは健康に何の問題もないわけではなく、実際他の国で大丈夫だと言って再生された建具だったかでの被害報告もあるのです。そんなに安全なら電力を使用している大都会に中間所蔵施設を置き、その周辺で再利用に向けた工場を建てたらどうですか。処分するのに放射性物質の量を先に測定せず全部混ぜて溶かしこんでから測るとは、いくら放射性物質の量が多くても、更に多量の関係のないものを溶かし込めば薄まってOKにな

	と考えるのは業者にとっては当然のことでしょう。そうして放射性物質を全国にばらまけば、それが普通になって皆文句は言わない言いようがない事につながります。しかし放射能は人類と共存できないものです。拡散せず閉じ込めるべきなのは当然のことです。原子力のサイクルを回したくてうずうずしているのですが、他の産業ならともかく、こと原子力に関してはそれは通用しません。軽い手続きで済ませ地元の雇用につながっても、福島や能登の災害を忘れてはなりません。危ないことを積み重ねて何とか原発を稼働し続けたとしても、核のゴミはどんどん増え、ある日また、予想もしなかった大災害で取り返しのつかない事態になることは眼に見えています。広がった放射能は回収できないのです。今ある解体廃棄物は基準が緩いのですが、当然法にのっとり慎重に厳重な監視のもと処分又は保管していかなばならないと思います。簡単な審査基準案の一部改正ではあり得ず、安全性は担保できません。しっかり国会で議論して下さい。
E28	〔意見〕 別表 P 2 の 3, 5 異物の混入等の防止について、混入を防止するには溶融その他性状の変更を伴う処理をする場合は、性状変更前に対象物がクリアランスレベル以下であることを確認してから出ないと性状変更を伴う処理ができないようにすべきである。性状変更前にクリアランスレベル以下であることを確認した記録を義務付け、原子力規制委員会は定期的にチェックする体制をとるべきである。 〔理由〕 性状変更前に対象物がクリアランスレベル以下であることを確認すれば、クリアランスレベル以上の対象物が性状変更処理に使われる事が防げるからです。そして、性状変更前にクリアランスレベル以下を確認する意識が事業者に浸透し混入を防ぐ文化が醸成されることになります。
E29	意見 1 本件は、原子炉等規制法上のクリアランス制度の抜本的改正となるものであり、審査基準の改正で済ませるのではなく、国会を通して法改正すべきである。 意見 2 全国の原発は廃炉時代を迎えており、全国的な問題である。基準等の改正の前に公聴会を開き、広く市民に知らせて意見を募ることが必要である。また審査の公正性、透明性、公平性を保証するため審査委員には少なくとも公募による市民を複数名加えるべきである。 意見 3 原子力施設等の解体廃棄物の溶融、再生利用は原則すべきではない。クリアランスレベルであっても長期低線量による人体への影響は避けられず、妊婦や子供への影響は少なくない。福島原発事故により国土の半分は汚染され多くの国民が被ばくしており、さらなる追加被ばくは極力避けるべきである。
E30	<廃棄物関係ガイドライン 保管場所の放射性に黄土の試料採取 測定器 と細かく規制があるにも関わらず 別表 放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の

	測定及び評価の方法に係る審査基準 の（規則第6条第5号） 五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。 イ?へ に追加のト 放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理（以下「溶融等」をする場合とある、それをする事自体が当該原子力発電業者に限られた化学的処理をすることを意味するから法規違反ではないか 法規改定、国会に公にかけて問えないのですね？
E31	「3.5. 異物の混入等の防止措置（規則第6条第5号）」「ハ：放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認対象物等が混入しないように措置を講ずること。」としているのは、クリアランス確認をしていない物が混入しない厳格に管理された環境の下で、クリアランス確認済み金属が管理され、その後の溶融やりサイクルが行われることを求めているものと解される。 ところが、今回の新設で、「ト：放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理（以下「溶融等」という。）をする場合は」として、クリアランスレベル以下かどうかを確認する前に溶融することを認めるのは、ハの規定の趣旨に反するので、今回の新設は認められない。 クリアランスレベル以下かどうかを確認していない物を溶融することを認めて、意図的な希釈をしていないことをどのように担保するのか、どこまで厳格な管理、監視ができるのか疑問であるし、実効性ある対策をとれば、事業者にも規制側にも非常にコストや労力がかかることになる。 また、クリアランスレベル以下かどうかを確認していない物を溶融することを認めることは、意図的な希釈や、希釈すらしない恐れも常に疑われることとなり、クリアランス金属の再利用を妨げることになり、本制度の趣旨に反するのではないか。 クリアランス制度は厳格かつわかりやすい形で行われる必要があり、そもそもの規則の趣旨を守り、クリアランスレベルを確認していない物の溶融を認める本件新設は撤回するよう強く求める。
E32	改正後のトには「意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること。」とありますが、「意図的」か「意図的でない」かをどうやって判断できるのでしょうか。また「意図的でない」ならば許されるのでしょうか。意図的かそうでないかに拘わらず、放射性物質によって汚染されていない物等と混合し又は希釈することを防止しなければなりません。 また、改正後は放射能の濃度を測って確認する前に原発の敷地外に持ち出してもよいこと

	にはならないでしょうか。大変心配です。 そして原子力の事業者ではない民間の事業者が、原発廃炉金属を扱うことが可能になるのは恐ろしく、絶対に反対です。 法改正ではなく一部改正でクリアランスを行う原子力事業者等の範囲を拡げないでください。
E33	放射能濃度の高いものと低いものと混ぜて溶かし、クリアランス基準内のものを作り出す時は、厳重に放射線濃度を管理しなければいけないと思います。どんな理由があっても安全性を最優先にして下さい。人々の健康に被害がでてからでは遅いです。よろしくお願いします。
E34	「溶融等をして放射能濃度がクリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物を、クリアランスレベル以下とする目的で、意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること」とあるが、この「必要な措置」とは具体的に何か。 悪意を持って意図的に汚染されたものを混合しようとすることを防ぐことが可能なのか疑問だ。
E35	<意見> 「3.5. 異物の混入等の防止措置（規則第6条第5号）」「ハ：放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認対象物等が混入しないように措置を講ずること。」としているのは、クリアランス確認をしていない物が混入しない厳格に管理された環境の下で、クリアランス確認済み金属が管理され、その後の溶融やリサイクルが行われることを求めているものと解される。 ところが、今回の新設で、「ト：放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理（以下「溶融等」という。）をする場合は」として、クリアランスレベル以下かどうかを確認する前に溶融することを認めるのは、ハの規定の趣旨に反するので、今回の新設は認められない。 クリアランスレベル以下かどうかを確認していない物を溶融することを認めて、意図的な希釈をしていないことをどのように担保するのか、どこまで厳格な管理、監視ができるのか疑問であるし、実効性ある対策をとれば、事業者にも規制側にも非常にコストや労力がかかることになる。 また、クリアランスレベル以下かどうかを確認していない物を溶融することを認めることは、意図的な希釈や、希釈すらしめない恐れも常に疑われることとなり、クリアランス金属の再利用を妨げることになり、本制度の趣旨に反するのではないかと。 溶融後にクリアランス確認を行うので問題ないとするかもしれないが、クリアランスレベルを超えた物をどうするのか、クリアランス確認が厳格に行われることについて、常時

	第三者の立ち会いが行われ、その監視が常時公表される等の厳格な措置が講じられるのかについては何らの規則はなく、保証はない。 クリアランス制度は厳格かつわかりやすい形で行われる必要があり、そもそもの規則の趣旨を守り、クリアランスレベルを確認していない物の溶融を認める本件新設は撤回するよう強く求める。
E36	「異物の混入等の防止措置」であるにもかかわらず、「放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理（以下「溶融等」という。）をする場合」について定めるのは、矛盾しており、法の主旨にそぐわないのではないかと。クリアランスレベル以下であることを確認する前に処理をさせるべきではなく、もしこのように変更したいのであれば法改正を行うべきである。 「溶融等をして放射能濃度がクリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物を、クリアランスレベル以下とする目的で、意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること」とあるが、そのような措置がとられていることを、誰が、いつ、どのような方法で確認するのか。 放射性物質に汚染された鉄などは、広く環境を汚染する可能性があるものであり、国民の健康を考えるならば、このような分かりにくい審査基準の一部改正は行うべきではない。
E37	■意見の理由 「意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられている」かどうかを、どうやって担保するのか？ 原発推進側は常に隠蔽や虚偽や過小評価を長年繰り返してきた。 また、産業廃棄物を扱う業者も、中には悪質な業者が居ることも事実である。 更に、2011年の東電原発事故後に、滋賀県の高島市の琵琶湖近傍に、高濃度に放射性物質で汚染された木質廃棄物が不法投棄された事件（これに関連して裁判が2件起こされた）も現実には起こっている。 クリアランス制度で、汚染された放射性廃棄物を安直に処理可能な制度設計をすること自体が、不適切極まりない。厳重かつ慎重な制度設計に、根本から改正すべきである。 ■意見 従って、「放射能濃度確認対象物についてクリアランスレベル以下であることの確認の前に溶融等の処理を」行うことは一切禁止すべきである。また、同時に、「放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈する」ことも一切禁止すべきである。
E38	意見 別表2頁の3の5の(1)のトについて意見を述べます。 新設のトを付け加えるという改正をせずに、改正前の溶融する前に測定し、基準値を合格

	した金属を溶融してください。改正までのやり方をしてください。 トを新設しないでください。 理由 出荷前に測定をしないと基準値を超える物質が原子力発電所の敷地内から出されることがあります。取り扱いが危険になります。溶融前に測定すれば、基準値を超えるものの取り扱いがなくなります。高い放射能を帯びた物は発電所の敷地外へ出されることがなくなります。
E39	放射線を放出するごみを放射線を放出しないごみと混ぜることはやめてください。
E40	〔意見〕 クリアランス推定物の汚染源の系統が特定できないものについては、原則処理しないようにし、処理したものの利用先は原子力事業者内で利用するものとする。また、クリアランスレベル以下の処理したものについては、使用したものに「クリアランス物」の表記を義務付けてほしい。 〔理由〕 放射性物質の混入の可能性のあるものについては、汚染源の系統が特定できていることが安心につながります。汚染源が特定できないものについては、処理をせず廃棄処理すべきです。無理して使う必要性はありません。 クリアランスレベル以下の処理したものについては、国民の安心を担保するためにも「クリアランス物」の表記が必要と思います。うやむやにしてはいけません。
E41	○クリアランス検認する前のものを集めて溶融し、溶融後に検認することに反対です。線量の高い廃棄物は別途管理されるべきで、希釈して利用されるべきではありません。 ○そもそもを言えば、廃炉になった原発は放射能が減じるまで密閉管理されるべきで、なぜ解体撤去しなくてはいけないのか分かりません。 解体撤去、そして溶融して再利用、それぞれの場で労働者が被ばくしてしまいます。また周辺環境に放射能が拡散しない保証があるでしょうか。 ○ましてや一度更地にしてリプレースなどありません。クリアランス金属という出口があることが、原発再稼働やリプレースの口実になっていると思うので、再生利用はやめて頂きたいです。
E42	〔意見〕 新規事業主体が発電用原子炉設置者からクリアランス推定物を受け入れる時、線量スクリーニング（容器表面線量当量率）で NG が出た場合、発電用原子炉設置者に対してクリアランス推定物の搬出を停止する等の対処をすべきである。 〔理由〕 そもそも、クリアランス推定物はクリアランス基準を満足するものが前提になっているのではないのでしょうか。スクリーニングで NG が出ることはその前提を崩すものです。発

	電用原子炉設置者に対して対処することによってクリアランス推定物についての認識を高めてもらう必要があると思います。
E43	クリアランスレベルを確認する前に溶融をすること自体禁止すべきである。基本的に放射性物質の混じったものをリサイクルことは、低レベル放射性物質に曝露する機会が増え、将来未知の健康被害が万が一発生した時にも原因究明を極めて困難にする。したがって、放射性廃棄物の再利用自体をやめることが適切であり、今回の福井県のようなリサイクル事業者向けに法の解釈を歪めることは断じてあってはならないと考える。
E44	放射能濃度確認対象物とその元となる「それ以外の物資」の希釈禁止に強く反対します。トリチウム処理水は、科学的根拠に基づき希釈して基準以下で海洋放出されています。固体物資も、品質マネジメントシステム（QMS）で核種ごとの濃度・総量を厳格に管理すれば、安全に希釈し、クリアランス物資として利用可能です。具体的には、確認対象物と「それ以外の物資」を同等分量で希釈し、QMS でプロセスを標準化、ブロックチェーンやデータベースで履歴を追跡することで、透明性と安全性を担保します。希釈禁止は過剰規制で、クリアランスを阻害し、放射性廃棄物の負担を増大させます。トリチウムと同様の管理体制を構築し、規制を直ちに緩和すべきです。これにより、クリアランス物資の有効利用、廃棄物減量、産業活性化が実現します。科学的かつ合理的な改正を強く求めます。
E45	それぞれの原発で CL 検認をしてから溶融する体制を確立してください。 希釈のために、測らずに先に集中処理することには大反対です。 それから 今回のパブコメで問われていることではないかもしれませんが、クリアランス物は（制度が確立するまでの間）業界内のみでの再生利用の約束だったはずが、それがなし崩しになっていることは許されないと思います。（高校生を安全性のアピールに利用するなどひどすぎます。） 原発内にあったすべての金属（線量の高い低いに関わらず）の一般への流通に反対します。

パブコメ意見一覧（郵送）

原子力規制委員会 御中

「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）」に対する意見提出用紙

<住所>

<氏名>

<連絡先>

<意見の対象となる案件>

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）

◎意見／理由 <該当箇所> 2～3頁3-5（1）（2）すべて

- ・地元にいると、廃炉ビジネスと銘打って、これまでの原発行政の対処から受け継いだ負の連鎖・安全神話がすでに作られようとしている。
- ・そもそも、福島原発事故を振り返ると、原発も放射能も危険なものである。そのことを前提にすべての廃炉作業を進めるべきである。放射能汚染のリスクは受けて個人によって異なり、この事業による人体へのリスクは0ではないと言われている。作業従事者も住民も、私たちの故郷をこれ以上見えない危険にさらさないで頂きたい。
- ・世界最大規模の処分場ということで、他国・先進地の運営実態を綿密に把握した上で、さらに慎重な運営を切に願う。
- ・それらの理由から、クリアランス対象物を出す側と受けて扱う側の放射性物質取り扱い責任を明確にすべきである。
- ・規模の大きさから想定されるトラブルリストを綿密に把握して、周知して事前に対策を講ずる。○○だろうの見切り発車は決してしないで頂きたい！

◎内容

- ；①対象物を出す側が、その濃度と重量を記録し規制委員会へ提出する。
- ②対象物を受け入れる側が、受け入れた段階での濃度と重量を記録し、規制委員会へ提出する。
- ③溶融後にインゴット化されたものの濃度と重量を記録し、規制委員会へ提出する。
また、インゴット化された物は代表サンプル 1 点だけでなく、広範囲から複数を取り出し、同じように測定し記録し、規制委員会へ提出する。
- * 溶融過程で生じるであろう放射能溶融状態のばらつきを懸念する。

原子力規制委員会 宛て

「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

意見の対象となる案件

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）

意見／理由

＜該当箇所＞ 頁 行目

審査基準の変更に対するものであるから該当箇所はすべてである。

＜内容＞

理由：1957年に原子炉等規制法が作られそれにより国民が納得して1966年に最初の商業原子炉が作られた。クリアランス制度は原子炉等規制法に基づいて作られたもので、それにより原子炉からの物の搬出が行われて来た。突然の基準を変更するというのは国民に対するサギ行為にあたるだろう。勝手なことは審議するとして自ら本をササては、やめてほしい。

＜記入方法について＞

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

案件番号 198025101	放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準一部改正の規程(案)について
提出者	[REDACTED]
意見と理由	<該当箇所> 6条第5号の五all外「…混合し、又は希釈することの防止のために必要な措置が講じられていること」 <意見>新たな事業体には安全性の実証を充分させる。必要な措置がどのようなものなのかが明らかにされ規制側が「講じられているかどうか」を検査できる仕組みがないと意図的な混合や希釈も防止できないうで、これを明記すべき。必要な措置には、電力など「出す側」が溶融などの性状変更する際には「クリアランスレベル以下であること」の確認の記録と性状変更後の照会を規制へ提出することなど具体的に列記すべき。 <理由> 現在行われているスウェーデンなどより大規模な事業を想定している(杉山委員の委員会での発言)とのことなので、安全確保その担保をどうしていくかは規制側が最も大事にすべき課題で、事業者まかせにならないようにしていかなければならない。

原子力規制委員会 宛て

「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

意見の対象となる案件

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）

意見／理由

＜該当箇所＞ 頁 行目 全体

＜内容＞

クリアランス基準に適合しているかどうかを調べる前に、まず金属の溶融を行い、その後に放射能濃度を測定するというのは、クリアランス基準を超える廃棄物が混ざっても、溶融してしまえば構わないという考えで国民をだまそうするのは許せない。このような適当な改正(改悪)には絶対反対する。

まして「クリアランス推定物」などという、まやかしの表現はやめなさい。国民をバカにするな！

＜記入方法について＞

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

原子力規制委員会 宛て

「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

意見の対象となる案件

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）

意見／理由

<該当箇所> 2頁 ~~行目~~ 改正後

<内容> 3.5
(1) ト. 全体

意見. 理由を別紙にて同封

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理(以下「溶融等」という。)をする場合は、溶融等をしても放射能濃度がクリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物を、クリアランスレベル以下とする目的で、意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること。

ト:放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理(以下「溶融等」という。)をする場合は、

意見その1) この様な事業体が、クリアランスを実施するのであれば、法改正するべきである。

理由 現行では、クリアランス金属についての根拠法令は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2」である。同条文では「原子力事業者等は(略)原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる」としている。

この「原子力事業者等」には、法第57条の8で「製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む)」であると定義されている。今回、福井県が計画中である集中処理の企業事業体というのは、そのどれにもあてはまらない。このような事業体にクリアランスを実施させたいのであれば、法改正をする必要があるのではないか。国会での審議が必要と思われる。

意見その2) 放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融とあるが、確認前に溶融することは意図的、非意図的に関わらず、希釈の可能性である見込み違いや非意図的な希釈が起きてしまったことを装う悪質な措置が起きないための具体的な措置をこうじることがない限り、それを確認、阻止することは難しい。現行通り、クリアランス検認後の溶融とするべきである。

更に、この集中処理事業では、事業体での除染ならびに溶融による除染効果を考慮したクリアランス推定物にしてしまう可能性があり、発電所から対象の事業体へのクリアランス推定物の搬送、事業体の中での作業、溶融により生じるダストや、気化した核種による環境影響等、クリアランス以上の放射性物質による被曝を受ける可能性があるの
で、クリアランス検認後の溶融とするべきである。

理由 第1回意見交換会合(令和5年7月31日)において、対象となる事業体について、県の方から、「現行の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律や工場等において用いた資材その他のものに含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則、以下、「クリアランス規則」としてお話いたします。」と説明している。

第2回意見交換会(令和5年10月11日)においては、技術的論点に対する考え方ということで、クリアランス制度においては、クリアランス推定物の放射能濃度がクリアランスレベル以下であることが十分予測できるものを対象としており、希釈してクリアランスレベル以下にしようとする行為を想定していないという前提の下でクリアランス推定物の選定

は、発電用原子炉設置者にて実施をいたします。

と言っておきながら、第3回意見交換会（令和6年2月5日）、県側の説明によると、発電用原子炉設置者が実施するクリアランス推定物の選定については、

「また、廃止措置計画の中で検討しております施設内の汚染状況調査結果、使用履歴、線量当量率などにより、クリアランス基準を満足すると考えられる放射性廃棄物を、クリアランス推定物として発電用原子炉設置者が選定をいたします。選定に当たっては、本事業で実施する除染作業及び溶融による効果も考慮いたしまして、クリアランス推定物を選定する予定でございます。」と述べている。

つまり、対象となる事業体は、その工場で行う物理的な除染、溶融することによる除染効果をあらかじめ考慮したクリアランスになるであろう推定物を発電用原子炉設置者が選定したものを受け取り、これを集中処理することになる。

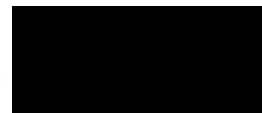
また同意見交換会の中で、

「7月31日の処理フローでは、クリアランス推定物の受入時に容器の表面から線量スクリーニングを行い、開梱されたクリアランス推定物を放射能測定。その結果により除染の要否を判断いたしまして、除染が必要となったものに関して、再度除染後に放射能測定をするという内容をお示したところでございます。こちらにつきましては、7月以降に事業内容をさらに精査いたしました中で、過去の除染の実績を考慮いたしますと、DF100は確保できるものと考えられること、それから、新規事業主体が定めます廃棄物受入基準を超えた放射性廃棄物は原子炉設置者から持ち込まれないことから、受入時の線量スクリーニング、それから除染前後の放射能測定を一律全数除染に変更いたしましても、クリアランス基準を満足する処理を安全かつ確実に実施できるものと考えてございます。」

日本原子力発電のK室長の発言「クリアランス推定対象物同士で、これは溶融、それから除染をすればクリアランスできるだろうというものを混ぜるという行為は当然行います。それが多少高い低いものあったとしても、それは当然両方のどちらかの場合であっても、単独の場合はクリアランス推定物としているということはできると思ってやっていますので、両方混ぜることに何ら問題はないというふうに考えております。」

これらの内容から、現行のクリアランスレベル以上のものが、事業体の中での物理的除染や溶融による除染作業として通常のこととして扱われる可能性が大きい。

以上



「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

意見の対象となる案件

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）

意見／理由

<該当箇所> 4 頁 行目

<内容>

「ハ」には万一、異物が混入した場合にもその状況を確認することができるよう、測定時に放射能濃度確認対象物をモニター撮影などの措置を講ずること。新たに加えようとしている「ト」は「異物の混入」を防ぐ審査基準の項目である。

しかし「ト」で防がなければならないのはモニター撮影できる「異物」ではなくモニターには映らない「濃度」なのだと思う。

だから、溶融などの性状を変更する前に、「クリアランスレベル以下であることを確認」した記録が必要であり、性状変更後に照合する必要がある。

・電力会社は対象物を出すときに、受け入れる「企業連合体」は受け入れた段階と、溶融などの性状を変更してできたものの濃度と重量を記録して原子力規制委員会に提出することで意図的、非意図的にかかわらず、希釈が行われなかったこと原子力委員会が確認できるようにすべきだと思う。地元民にとってはクリアランスといわれても若い世代に汚染物質を残すことになるのではないかと工場のみなさんの被ばくや環境汚染につながるのではないかと心配でしかないので。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。